

社長のマネジメントをサポート

# 経営管理マガジン

4

April  
2018



## 02 経営TOPICS

### 2022年度には2,100億円ほどの市場に!? ドローンで広がるビジネスチャンス

#### 03 データで見る経営

長時間労働は、  
管理職の働き方が要因!? その2

#### 04 税務・会計2分セミナー

個人事業から法人へ  
従業員への退職金はどう扱う?

#### 05 労務ワンポイントコラム

試用期間中の従業員の給料  
本採用するまでは低く設定できる?

#### 06 社長が知っておきたい法務講座

『個人の感想です』の注釈だけでは、  
打消し表示として不十分!?

#### 07 増客・増収のヒント

ユーザーの本音を探れる  
動画やチャットを利用した  
モニター調査が便利!

#### 08 経営なんでもQ&A

優秀な人材を採用したい!  
学生に直接アプローチする方法とは?

問い合わせ：永井孝幸税理士事務所  
住所：岐阜県各務原市那加桐野外ニケ所大字  
入会地6番地4 エステイタスKN-6 101号  
フリーダイヤル 0120-016-555  
TEL：058-380-6336

# 2022年度には2,100億円ほどの市場に!?

## ドローンで広がるビジネスチャンス

“ドローン元年”と呼ばれた2016年以降、公共インフラや災害時の空輸、配送、レジャーなど、幅広いジャンルで取り入れられ始めたドローン。今回は、ドローン市場の現状をご紹介しますとともに、将来を見据えた活用法について探っていきます。

### ビジネスに活かすため 操縦技術を学ぶ経営者も!

急速な伸びを見せているドローン市場は、2016年度に353億円の市場規模を記録。2022年度には、2,116億円もの市場規模に達すると予測されています。この流れを反映し、今年1月、エンターテインメントから産業用まで、さまざまなドローンの情報を発信するポータルストアの実店舗『ドローン・ザ・ワールド』が東京・麹町にオープン。実際にドローンの購入や操縦体験を楽しめると評判で、2018年中には日本全国に約80店舗を出店予定です。

さらに、ドローン操縦者の人手不足を受けて、ドローン操縦者の養成学校も増加しています。実践的なカリキュラムでドローンの操縦技術を学べる『ドローンスクールジャパン』では、生徒数の増加に対応するため、30校目となる静岡静岡市校を今年1月に開校。趣味としてスクールに参加する人もいますが、建設会社やシステム会社の社員や若手起業家など、ビジネスに利用するために参加する人も少なくありません。

### 物流から保険まで ドローン市場が多業種に拡大中!

ドローンビジネスに注目が集まるなか、特に注目されているのが“物流”です。近年、インターネット販売の台頭によって宅配便の取扱個数は増加傾向にあります。そのため各配送会社では、ドローンで商品を届ける『ドローン配送』の導入を検討しています。なお、日本郵便株式会社や楽天株式会社などは、すでに配送の実証実験を開始

しており、アマゾン・ドット・コムやグーグルといった世界的企業でも、ドローン配送の実用化に向けた研究が進められています。

さらにドローンビジネスは、高層建築物・橋梁・トンネルなどの点検、農薬散布を中心とした農業利用、危険地帯の測量など、さまざまな業種で活用され始めています。それに伴い、人や所有物を破損した場合の“賠償保険”や“機体保険”などの保険サービスの提供が、大手保険会社を中心に始まりました。

ドローンへの関心は、日本のみならず世界中で高まってきています。自社の商品やサービスとドローンを結びつけることで、新しい市場や顧客の開拓につながる可能性もあるでしょう。既存の商品やサービスも含めて、ドローンビジネスの可能性を探ってみてはいかがでしょうか。



# 長時間労働は、 管理職の働き方が要因!?

その2

全2回にわたり、HR総研と産業能率大学総合研究所の共同調査による『日本企業における社員の働き方に関する実態調査』をもとに、長時間労働の要因について探っています。今回は『管理職と職場マネジメントの状況』について、良好群と非良好群の比較を見ていきましょう。

## 管理職の働き方が 労働時間に影響を及ぼす!?

前回、『1ヵ月あたりの残業時間が80時間を超えた社員がいる』と答えた企業が、全体の45.5%と約半数に上るとお伝えしました。そして、長時間労働の要因を探るため、実態調査を行った企業を以下の2グループに分け、それぞれの回答について比較しています。

**(1) 良好群:** 1ヵ月平均の実労働時間が180時間以下かつ平均年次有給取得率が60%以上の企業

**(2) 非良好群:** 1ヵ月平均の実労働時間が181時間以上かつ平均年次有給取得率が60%未満の企業

今回は『仕事・業務の特徴』について比較し、突発業務や勤務場所の制約が長時間労働の一因となっていることが判明しました。今回は『管理職と

職場マネジメントの状況』について、“当てはまる・やや当てはまる”と答えた2群の差が大きい順に見ていきましょう。

**【1位】メンバーの能力に応じた仕事の割り振りが行われている** 26.7ポイント差(良好群75.7%・非良好群49.0%)

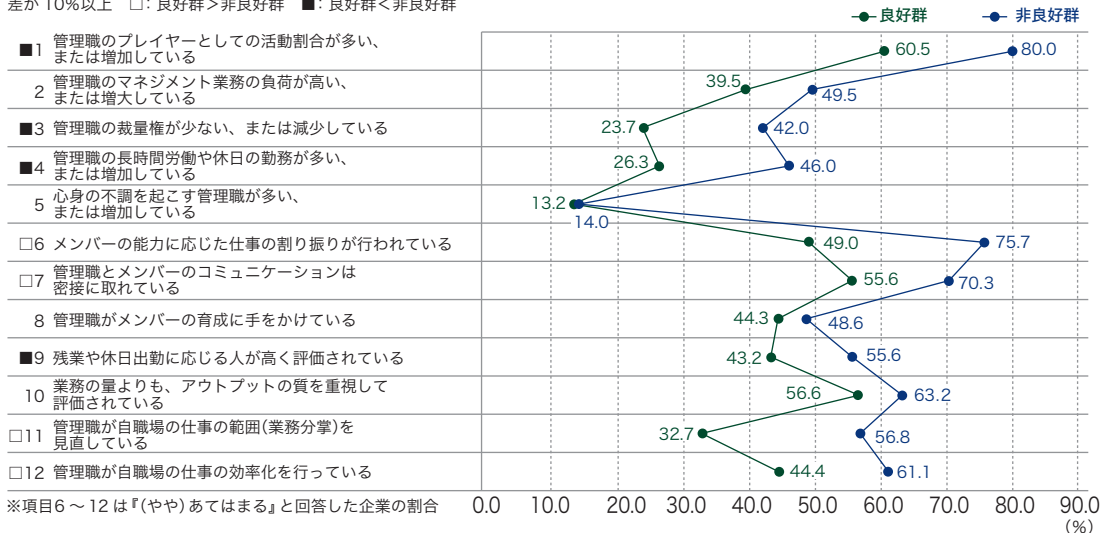
**【2位】管理職が自職場の仕事の範囲(業務分掌)を見直している** 24.1ポイント差(良好群56.8%・非良好群32.7%)

**【3位】管理職の長時間労働や休日の勤務が多い、または増加している** 19.7ポイント差(良好群46.0%・非良好群26.3%)

従業員の能力に応じて仕事を割り振り、管理職自らが労働時間を短くするよう努めることが労働時間の短縮につながっているようです。そのため、まずは管理職の働き方を見直し、職場環境を整えるきっかけにしていきましょう。

図表 管理職と職場マネジメントの状況 (良好群・非良好群比較)

差が10%以上 □: 良好群>非良好群 ■: 良好群<非良好群



※項目6～12は『(やや)あてはまる』と回答した企業の割合 (%)

出典:HR総研/ProFuture株式会社、産業能率大学総合研究所「日本企業における社員の働き方に関する実態調査」



# 個人事業から法人へ 従業員への退職金はどう扱う？

法人成りした際に退職金制度を導入したとします。仮に、個人事業のときから雇用していた従業員が、法人設立後に退職することになった場合、税務上の取り扱いはどのようになるのでしょうか？今回は、個人事業時代から雇っていた従業員の退職金の扱いについて、ご説明します。

## 個人事業時代の在職年数は 法人設立後の退職金計算に含む？

その従業員が退職した場合に支払う退職金については、個人事業当時から引き続き在職する従業員が、法人成り後相当期間経過した後に退職する場合、個人事業当時の勤続年数を通算して退職給与を支払うことが認められています（法人税基本通達9-2-39）。

本来、個人事業当時の従業員に対する退職金のうち、個人事業当時の勤続年数分は、原則として個人事業主の必要経費になります。

また、法人成り後の勤続年数分が法人の損金の額に算入されるべきです。しかし、その退職が法人成り後相当の期間が経過した後である場合は、例外として通算して損金の額に算入することが認められています。この“相当期間”は、法律や通達に具体的に定められてはいませんが、一般的には法人設立後、5年間程度とされています（個人事業時代の期間にもよります）。

なお、法人成り後相当の期間を経過しない段階で退職した従業員がいる場合は、個人事業当時の退職金については、更正の請求により個人事業主の必要経費するべきだと考えます。

## 従業員の退職所得はどうなる？

退職所得の計算については『個人事業時代の勤続年数を含めて退職金の額を計算すること』を退職給与規程などに定めていれば、勤続年数の通算が認められます。

一方、退職給与規程などにより、退職金支払額の計算の基礎とする期間が『法人成りしてからの

期間によるもの』とされている場合には、個人事業当時の勤続年数との通算は認められません。そのため、法人成りするときは退職給与規程などにどのように定めるかを留意する必要があります。

## 事業専従者は要注意！

ただし、個人事業時に事業専従者だった人への退職金については、“個人事業時の勤続期間”を勤続年数として通算することはできません。あくまでも法人設立の日から退職するまでの期間が勤続年数となります。

中小企業のうち、約8割が退職金制度を導入しているといわれています。従業員とのトラブルや会計処理上の問題が発生する前に、退職金の算出方法や会計処理の仕方についてご不明な点があれば、専門家へご相談ください。

